

●香川県告示第483号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月22日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都八王子市東浅川町701-2

独立行政法人国立高等専門学校機構 理事長 小畑 秀文

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市詫間町香田551番地

独立行政法人国立高等専門学校機構 香川高等専門学校（詫間キャンパス）

(3) 特定施設に関する事項

種	類	科学技術に関する研究等を行う事業場に設置される 洗浄施設		
能	力	①150L 2基 ②90L 12基 ③80L 1基 ④70L 2基 ⑤20L 1基		
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後		
	工事完成予定年月日	工事着手後1箇月		
	使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		4月～6月50時間、10月～12月50時間		
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項	目	通常	最大
		水素イオン濃度	①②③④⑤5.8～8.6	①②③④⑤5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量 (mg/L)	①②③④⑤5	①②③④⑤10
		化学的酸素要求量 (mg/L)	①②③④⑤5	①②③④⑤10
		浮遊物質 (mg/L)	①②③④⑤10	①②③④⑤20
		窒素含有量 (mg/L)	①②③④⑤1	①②③④⑤3
	りん含有量 (mg/L)	①②③④⑤0.2	①②③④⑤1	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①②③④⑤2 (18基分)		①②③④⑤3 (18基分)

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設
能	力	235m ³ /日
汚水等の処理方式		長時間ばっ気方式・接触酸化方式
工	工事着手予定年月日	許可後

期 等	工事完成予定年月日	工事着手後1箇月			
	使用開始予定年月日	完成後			
使用時間間隔及び1日当たりの 使用時間		24時間使用			
処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	200	200	20	25
	化学的酸素要求量 (mg/L)	150	150	20	25
	浮遊物質 量 (mg/L)	250	250	50	60
	窒素含有量 (mg/L)	3	20	3	20
	りん含有量 (mg/L)	4	5	4	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000	2,000	3,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前) 235 (変更後) 120	235	(変更前) 235 (変更後) 120	235

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	25
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	25
	浮遊物質 量 (mg/L)	50	60
	窒素含有量 (mg/L)	3	20
	りん含有量 (mg/L)	4	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)		(変更前) 235 (変更後) 120	235

他に排水口が15箇所あり、うち10箇所は雨水専用である。

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、既設特定施設を廃止するとともに、排出水の通常
量を見直すため、排出水の汚染状態及び汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成25年10月22日から同年11月12日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市環境部環境衛生課